

総合環境センター最終処分場覆土作業業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本業務は、最終処分場に搬入された埋立物および総合環境センター構内の災害廃棄物仮置場の復旧により生じる土砂混じり廃棄物等の敷き均し、覆土作業を行うことで、最終処分場を良好な状態に保つため、実施するものである。

2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

秋田市総合環境センター 最終処分場（別紙図面参照）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 使用機械

本業務は、以下の機械又は同等の能力を有する機械を使用して実施すること。なお、1日の稼働台数は、1台とする。

(1) バックホウ 0.5m³

(2) ホイールローダ 2.7m³

5 業務内容

(1) 作業箇所

受託者は、監督員が指定する埋立地の敷き均しおよび覆土作業を行うこと。

(2) 作業日、作業時間

ア 本業務に係る作業日は、委託者が指定する作業日で調整すること。

指定された作業日に作業ができない場合は、委託者と協議すること。

イ 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。この時間以外に作業が必要となった場合は、事前に監督員の許可を得て、他の時間帯に行うこと。

(3) 作業頻度

作業頻度は、以下の通りとするが、最終処分場の状況に応じて日数に変動があるものとする。

通常覆土分：バックホウ 4 日/年 ホイールローダ 2 日/年

災害覆土分：バックホウ 6 日/年

(4) 覆土材

覆土用山砂および砕石は、市支給品を使用すること。

6 事前準備

受託者は、必要に応じて指定された埋立地の状況を事前に確認し、業務を円滑に遂行できるよう準備すること。

7 提出書類

受託者は、着手前に(1)、(2)、(3)の書類を提出すること。また、作業を行った月ごとに(4)、(5)の書類を通常覆土分、災害覆土分に分けて提出すること。

(1) 作業員名簿

(2) 車両系建設機械技能講習修了証の写し

(3) 特定自主検査記録表の写し

(4) 業務完了報告書

(5) 作業状況写真

(6) その他監督員が指定する書類

8 安全管理

受託者は、本業務実施に当たり、関係法令、条例その他を遵守するとともに、作業員には安全な手順および作業範囲の確認を徹底させ、労働災害発生の防止に努めること。

9 損害

受託者は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに監督員に報告するとともに必要な応急措置を講じ、受託者の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

10 その他

受託者は、本仕様書又は業務の実施に疑義が生じた場合には、監督員を通じて委託者と協議を行い、対応することとする。